

— 本会「著作権規程」の基本方針について —

著作権管理委員会

平成 25 年 10 月の理事会において、「著作権規程」の「利用申請基準」を見直し、技術研究報告も含めた本会出版物に掲載になった論文に対する電子的利用の方針を決定しました。

それに伴い著作権規程の基本方針を下記のごとく致しますのでお知らせします。

なお、本規程は、本会が編集または発行する著作物の著作権の帰属と利用に関わる基本規程であり、会員の皆様には是非とも御一読頂き、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

1. 著作権の帰属については、本会に帰属することと致します。なお、著作者自身が自らの著作物を利用するときは、利用目的により本会の許諾を必要としないこととし、著作者の研究活動の利便性を損なわないように致します。
2. 電子的利用については、著作者本人並びに所属機関が著作者の著作物の全文を著作者のプライベート若しくは所属機関のホームページに掲載する場合、一定条件の下で出版社版 PDF の掲載を許諾します。
※掲載条件等、詳細については「利用申請基準」を御覧ください。
3. 第三者の著作物利用に際しては、著作者自身の利用とは区別し、本会への許諾申請を必須条件と致します。
4. また、著作者が自らの著作物を発行日（発表日）前に利用することについては、権利上、著作者が不利益を被ることがありますので、不許可とし現状を踏襲致します。

本会出版物に掲載された論文等の著作物の利用申請基準

例外事例	利用者	利用対象	利用先	利用申請の要・不要	論文誌（注5）		会誌、技術研究報告、大会講演論文集等（注6）（注7）				
					利用可能時期	申請不要の条件	利用可能時期	申請不要の条件			
1	著作者	自分の論文全文	著者個人/所属機関のサーバ（注2）、DVDなどの電子媒体	右記条件を満たせば不要（注3）	発行後	A, B, C, E,	発行後	A, B, C			
2			紙媒体/別刷りとして購入したPDFファイル（注8）								
3		自分の論文一部（図面など）	著者個人/所属機関のサーバ（注2）、DVDなどの電子媒体		発行後（注4）	A, C	発行後（注4）	A, C			
4			紙媒体/別刷りとして購入したPDFファイル（注8）								
5	著作者の所属機関	著作者の論文全文	所属機関のサーバ（注2）、DVDなどの電子媒体	右記条件を満たせば不要	発行後	A, B, C, D, E	発行後	A, B, C, D			
6			紙媒体								
7		著作者の論文一部（図面）など	所属機関のサーバ（注2）、DVDなどの電子媒体					発行後	A, C, D	発行後	A, C, D
8			紙媒体								

条件 A 権利表示（例 copyright©2013 IEICE）
 条件 B 出版社版 PDF（発行された紙版をスキャンで作成したもの含）の掲載。著者最終版は不可。
 条件 C 出所の明示（例 著作者名、書名（題号）、雑誌名、巻、号、頁、発行年など）
 条件 D 著作者の了解
 条件 E IEICE Transactions Online トップページへのリンク

注1：第30条（私的使用のための複製）、32条（引用）、35条（教育機関における複製）など。
 注2：著者個人のサーバ：著作者がアップロードや削除を他の人の同意なしに行えるサーバ。（例：ブログ、大学等の研究室のサーバ）
 所属機関のサーバ：機関が組織として包括的に管理運用している公開サイト（例：機関リポジトリ）
 注3：事例1～4で、論文を共同執筆の場合、利用後にトラブルが発生しないよう著作者間での連絡をお願いしたい。
 注4：事例3、4の場合については、発行前のものでも許諾することがある。
 注5：“IEICE Electronics Express”, “Nonlinear Theory and its Applications, IEICE”, “IEICE Communications Express”含む。
 注6：会誌並びに大会講演論文集については、それぞれ法人用DVD、CD-ROMを発行している。それらを購入の上同封の「同意書」を本会事務局まで送付した場合は、機関においてローカルPC上での利用、またはネットワーク（LAN）上でのファイル共有による閲覧が可能。
 注7：技術研究報告・大会講演論文集については、利用申請なしに、同内容を翻訳・翻案して他学会の国際会議や論文誌に投稿することを妨げない。ただし出所明示や権利表示を行うこと。
 注8：論文誌の掲載料を支払うことで入手した論文のPDFファイル若しくはその印刷物は、当面著者が研究教育目的（非営利）に第三者に直接送付することを認める。
 同ファイルを著者以外が他人に送付することはできない。